

公益財団法人 東京税務協会 令和2年度第3回理事会 議事録

下記第2に記載の理事会決議事項について、議決に加わることのできる理事全員の書面による同意があり、かつ監事全員の同提案に対する異議がなかったので、公益財団法人東京税務協会定款（以下、「定款」という。）第37条の規定により、当該決議事項について理事会決議が適法になされたものとみなされた。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、その職務を行った理事が署名捺印する。

記

第1 当法人の理事の総数 7名 議決権を行使することのできる理事の数 7名
当法人の監事の総数 2名

第2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案

令和2年度常勤理事の報酬額改定の件について

第3 上記提案をした理事の氏名 西海 哲洋

第4 理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年9月25日

第5 当該議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 西海 哲洋

以上は、当法人の理事会議事録に相違ありません。

令和2年9月25日 公益財団法人東京税務協会

代表理事 西海 哲洋

事故防止のため
押印部分を抹消済み